

第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 教育の成果に関する目標 〈特記すべき点〉 (平成16～19年度の評価で指摘した「改善を要する点」の改善状況)</p> <p>【原文】 「○平成16～19年度の評価において、 ・ ・ ・ 四大学連合複合領域コースは優れた取組であるが、平成19年度の新規参加学生数が大幅に減少していることについての原因の分析、対策の実施が十分になされていないことから、改善することが望まれると指摘したところである。 平成20、21年度においては、平成19年度以前の四大学連合複合領域コースの新規参加学生数の増減について、原因の分析、対策の実施がなされているが、<u>未だ、履修手続の改善、授業時間割・授業日程の統一等解決すべき課題を多く残していることから、当該中期計画に照らして、改善されていないと判断された。</u>」 ※下線は申立てに際し東京工業大学が引いたものです</p> <p>【申立内容】 下線箇所を「実施がなされており、改善されている」に修正願います。</p> <p>【理由】 御指摘の課題については、本学における分析の際、長期的な課題として、第2期以降に係るものを抽出したものです。 これらは第2期の課題であり、一部は既の実施していますが、第2期において対応していく予定です。 一方、平成20、21年度に実施可能な短期的な課題については、上記原文に「対策の実施がなされている」との記載があることから、改善が行われていることをお認めいただいたものと認識しております。 以上の理由を踏まえ【申立内容】のとおり修正願います。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 達成状況報告書の記載から原因分析及び対策がなされていることは確認できるものの、改善を要する点が十分に解消されたと認められないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 教育に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 教育の成果に関する目標 〈特記すべき点〉 (改善を要する点)</p> <p>【原文】 「○ 中期計画で「既存の四大学連合複合領域コースをまとめて、理工学分野と医学、経済学、法学等の異なる分野を融合した、新たな学科及び専攻の設置等により、新たな知の分野の学力を備えた新しいカテゴリーの科学者・技術者を育成する方策を策定し、実施する」としていることについて、平成20、21年度において、平成19年度の新規参加学生数が大幅に減少していることについての原因の分析、対策の実施がなされているが、未だ、履修手続の改善、授業時間割・授業日程の統一等解決すべき課題を多く残していることから、中期計画は十分には実施されていないと判断される。」</p> <p>【申立内容】 削除願います。</p> <p>【理由】 前頁の申立てと同様、御指摘の課題については、本学における分析の際、長期的な課題として、第2期以降に係るものを抽出したものです。 そのため、第2期に対応する長期的な課題が未解決であることをもって、第1期の中期計画を十分に実施していないことにはならないと考えられます。 また、四大学連合複合領域コースへの新規所属者数は、平成15年度49名から平成21年度103名と国立大学法人化前と比べ2倍以上となっており、学生定員の約1割に相当する学生が参加しています。 異分野の知識を身に付けた新たな人材の育成という成果も御考慮のうえ、【申立内容】のとおり修正願います。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該申立てについて中期計画の判定を変更していないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 教育に関する目標 2 各中期目標の達成状況 ① 教育の成果に関する目標 【評価結果】 及び (判断理由)</p> <p>【原文】 「【評価結果】 中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である (判断理由) 平成16～19年度の評価結果は・・・「中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である」であった。 平成20、21年度の達成状況を踏まえた結果は、1項目が「非常に優れている」、1項目が「良好」、<u>1項目が「おおむね良好」、1項目が「不十分」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「学業の成果」「進路・就職の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。」</u></p> <p>※下線は申立てに際し東京工業大学が引いたものです</p> <p>【申立内容】 下線箇所を次のとおり修正願います。 【評価結果】の「<u>おおむね良好</u>」を「良好」に修正 (判断理由)の「1項目が「<u>おおむね良好</u>」、1項目が「<u>不十分</u>」」を「2項目が「<u>おおむね良好</u>」」に修正</p> <p>【理由】 前頁の申立てを受け入れていただける場合は、「不十分」であった中期計画の判定が「<u>おおむね良好</u>」になることが想定されます。 中期計画の判定に変更がある場合は、上位の中期目標の段階判定についても変更があると考えられ、【申立内容】のとおり修正願います。 (修正案は貴機構の『評価作業マニュアル』内の「判断の基準」に基づき作成しております。)</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該申立てについて中期計画の判定を変更していないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育に関する目標 1. 評価結果及び判断理由 【評価結果】 及び (判断理由)</p> <p>【原文】 「【評価結果】 中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である (判断理由) 「教育に関する目標」に係る中期目標 (4項目) のうち、<u>2項目が「良好」、2項目が「おおむね良好」</u>であり、これらの結果を総合的に判断した。」 ※下線は申立てに際し東京工業大学が引いたものです</p> <p>【申立内容】 下線箇所を次のとおり修正願います。 【評価結果】 の「<u>おおむね良好</u>」を「良好」に修正 (判断理由) の「<u>2項目が「良好」、2項目が「おおむね良好」</u>」を「<u>3項目が「良好」、1項目が「おおむね良好」</u>」に修正</p> <p>【理由】 前頁の申立てを受け入れていただける場合は、「教育に関する目標」に係る中期目標 (4項目) のうち、3項目が「良好」、1項目が「おおむね良好」となり、「教育に関する目標」全体としての評価結果は「良好」になると考えられますので、【申立内容】 のとおり修正願います。 (修正案は貴機構の『評価作業マニュアル』内の「判断の基準」に基づき作成しております。)</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該申立てについて中期計画の判定を変更していないため。</p>